

建築基準法に基づく性能評価手数料表

単位 (円)

No.	建築基準法令の根拠となる条文	材料、構造等	性能・評価区分			手数料
1※3	法第2条第七号 (令第107条)	耐火構造	耐火性能	壁	30分(非耐力壁)	103万
					60分(非耐力壁)	108万
					60分(耐力壁)	143万
					90分(耐力壁)	146万
					120分(耐力壁)	149万
				床	60分	141万
					90分	146万
					120分	151万
				はり	60分	141万
					90分	146万
					120分	151万
					150分	156万
				180分	161万	
屋根	30分	128万				
階段	30分	128万				
2※3	法第2条第七号の二 (令第107条の2)	準耐火構造	準耐火性能	壁	30分(非耐力壁)	101万
					45分(非耐力壁)	108万
					30分(耐力壁)	137万
					45分(耐力壁)	143万
				床	45分	142万
				はり	45分	142万
				屋根	30分	128万
				軒裏	30分	101万
					45分	108万
階段	30分	128万				
3※3	法第2条第八号 (令第108条)	防火構造	防火性能	壁	30分(非耐力壁)	101万
					30分(耐力壁)	137万
				軒裏	30分	101万
4※1	法第2条第九号の二口 (令第109条)	防火戸その他の防火設備	遮炎性能	防火設備	20分	95万
5※3	法第21条第1項 (令第109条の5)	大規模の建築物の 主要構造部	準耐火等性能	壁	30分(非耐力壁)	101万
					通常火災終了時間 (非耐力壁)	103万※4
					通常火災終了時間 (耐力壁)	140万※4
				床	通常火災終了時間	141万※5
はり	通常火災終了時間	141万※5				

				屋根	30分	128万
				軒裏	30分	101万
					通常火災終了時間	104万 ^{※4}
				階段	30分	128万
6 ^{※3}	法第23条 (令第109条の9)	準防火構造	準防火性能	壁	20分(非耐力壁)	101万
					20分(耐力壁)	137万
7 ^{※3}	法第27条第1項 (令第110条)	法第27条第1項に規定する 特殊建築物の主要構造部	準耐火等性能	壁	30分(非耐力壁)	101万
					特定避難時間(非耐力壁)	103万 ^{※4}
					特定避難時間(耐力壁)	140万 ^{※4}
				床	特定避難時間	141万 ^{※5}
				はり	特定避難時間	141万 ^{※5}
				屋根	30分	128万
				軒裏	30分	101万
階段	30分	128万				
8 ^{※1}	法第27条第1項 (令第110条の3)	延焼の恐れがある 外壁の開口部の防火設備	遮炎性能	防火設備	20分	95万
9 ^{※1}	法第61条 (令第136条の2)	防火地域又は準防火地域内 にある建築物に用いる 外壁の開口部の防火設備	遮炎・準遮炎 性能	防火設備	20分以下	95万
					20分超30分以下	96万
					30分超40分以下	97万
					40分超50分以下	98万
					50分超60分以下	99万
					60分超75分以下	100万
					75分超90分以下	102万
					90分超105分以下	104万
105分超120分以下	105万					
10 ^{※3}	令第109条の3第一号	準耐火建築物と同等の耐火 性能を有する建築物の屋根	遮炎性能	屋根	20分	128万
11 ^{※3}	令第109条の3第二号ハ	準耐火建築物と同等の耐火 性能を有する建築物の 床及び天井	遮熱性能 非損傷性能	床、直下 の天井	30分	128万
12 ^{※1}	令第112条第1項	特定防火設備	遮炎性能	防火設備	60分	99万
13 ^{※3}	令第112条第2項	1時間準耐火基準に適合する 準耐火構造	準耐火等性能	壁	60分(非耐力壁)	116万
					60分(耐力壁)	149万
				床	60分	151万
				はり	60分	151万
軒裏	60分	116万				
14	令第112条第3項第1号	強化天井	準耐火等性能	天井	60分	151万
15	令第112条第11項	縦穴区画に用いる防火設備	準遮炎性能	防火設備	10分	95万
16	令第112条第18項各号	防火区画等の防火設備	防火設備等性 能		防火設備	41万
	令第112条第20項	防火ダンパー等			防火設備	41万
	令第126条の2第2項	排煙設備設置に関する縦穴 区画の防火設備			防火設備	41万
	令第129条の13の2第 三号	非常用昇降機不要建築物の 防火設備			防火設備	41万
	令第145条第1項第二号	道路と道路内の建築物を区 画する特定防火設備			防火設備	41万
17 ^{※3}	令第113条第1項第三号	防火壁を設けた部分の屋根	遮炎性能	屋根	20分	128万

18 ^{*1}	令第114条第5項	準耐火構造の界壁、間仕切壁及び隔壁に用いる防火設備	遮炎性能	防火設備	45分	97万
19 ^{*3}	令第115条の2第1項第四号	防火壁の設備を要しない建築物の床	遮熱性能 非損傷性能	床、直下の天井	30分	128万
20 ^{*1}	令第137条の10第4号	防火地域内にある既存不適格建築物の増改築時に用いる外壁の開口部の防火設備	準遮炎性能	防火設備	20分	95万
21 ^{*3}	令第129条の2の4第1項第七号ハ	防火区画等を貫通する給水管等	遮炎性能	防火区画貫通部(給排水管等)	20分	117万
					45分	119万
					60分	121万
22 ^{*1}	法第2条第九号(令第108条の2)	不燃材料	不燃性能	内、外壁	20分	65万 (43万)
23 ^{*1}	令第1条第五号	準不燃材料	準不燃性能	内、外壁	10分	
24 ^{*1}	令第1条第六号	難燃材料	難燃性能	内、外壁	5分	
25	令第108条の3第1項第二号	耐火建築物の主要構造部(耐火性能検証)	耐火性能	床面積の合計 \leq 500 m^2		31万
				500 m^2 <床面積の合計 \leq 3000 m^2		46万
				3000 m^2 <床面積の合計 \leq 10000 m^2		61万
				10000 m^2 <床面積の合計 \leq 50000 m^2		82万
				50000 m^2 <床面積の合計		102万
26	令第108条の3第4項	防火設備(防火区画検証)	遮炎性能	床面積の合計 \leq 500 m^2		26万
				500 m^2 <床面積の合計 \leq 3000 m^2		41万
				3000 m^2 <床面積の合計 \leq 10000 m^2		56万
				10000 m^2 <床面積の合計 \leq 50000 m^2		72万
				50000 m^2 <床面積の合計		87万
27	法第20条第一号 法第20条第二号口 法第20条第三号口 法第20条第四号口	時刻歴応答解析等を用いた建築物		床面積の合計 \leq 500 m^2		51万
				500 m^2 <床面積の合計 \leq 3000 m^2		82万
				3000 m^2 <床面積の合計 \leq 10000 m^2		123万
				10000 m^2 <床面積の合計 \leq 50000 m^2		153万
				50000 m^2 <床面積の合計		205万
注) 特定天井を有するものは、51万円加算となります。						
28 ^{*3}	法第30条(令第22条の3)	長屋又は共同住宅の界壁		遮音構造		84万
29	法第37条第二号(令第144条の3)	指定建築材料		建築材料		33万
30	令第20条の2第一号二	特殊建築物の居室の換気設備		換気設備		41万
31	令第20条の3第2項第一号口	調理室等の換気設備		換気設備		41万
32 ^{*1}	令第20条の7第2項	第2種ホルムアルデヒド発散建築材料とみなす建築材料		建築材料		41万
33 ^{*1}	令第20条の7第3項	第3種ホルムアルデヒド発散建築材料とみなす建築材料		建築材料		41万
34 ^{*1}	令第20条の7第4項	令第20条の7第4項に該当する建築材料		建築材料		41万
35	令第20条の7第1項第二号表	機械換気設備		換気設備		41万
	令第20条の8第2項					
36	令第20条の8第1項第一号口(1)	空気浄化機械換気設備		換気設備		41万
37	令第20条の8第1項第一号ハ	中央管理方式の空気調和設備		換気設備		41万

38	令第20条の9	居室	居室	41万
39	令第22条	居室の床の高さ及び防湿方法	耐久性能	41万
40	令第39条第3項	特定天井	特定天井性能	51万
41※2	令第46条 第4項の表1の(八)項	木造の耐力壁及びその倍率	木造耐力壁	142万
42	令第67条第1項	鉄骨造の特殊な接合方法	接合部性能	41万
	令第67条第2項	鉄骨造の特殊な継手又は仕口	接合部性能	41万
	令第68条第3項	特殊な高力ボルト	接合部性能	41万
43※2	規則第8条の3	枠組壁工法耐力壁及びその倍率	木造耐力壁	142万
44	令第129条の2の5 第2項第三号	飲料水の配管設備	配管設備	41万
45	令第129条の4 第1項第三号	エレベーターの 構造上主要な支持部分	昇降機	51万
46	令第129条の8第2項	エレベーターの制御器	昇降機	31万
47	令第129条の10第2項	エレベーターの制動装置	昇降機	41万
48	令第129条の10第4項	令第129条の10第3項 第一号に該当する安全装置 (戸開走行保護装置)	昇降機	72万
49	令第129条の12第1項 第6号	エスカレーターの 脱落防止対策	昇降機	72万
50	令第129条の12第2項	エスカレーターの踏段及び 主要な支持部分の構造 (令第129条の4第1項 第三号の読み替え)	昇降機	51万
51	令第129条の12第5項	エスカレーターの 制御装置の構造	昇降機	41万
52	規則第1条の3第1項本文	図書省略	床面積の合計 \leq 500 m ²	26万
			500 m ² <床面積の合計 \leq 3000 m ²	36万
			3000 m ² <床面積の合計 \leq 10000 m ²	46万
			10000 m ² <床面積の合計 \leq 50000 m ²	72万
			50000 m ² <床面積の合計	102万

特記

1. 本手数料は、建築基準法施行規則第11条の2の3の規定に基づくものです。
2. 本手数料の消費税は非課税です。
3. 本手数料での性能評価書発行部数は2部となります。性能評価書を追加発行する場合は、1部につき2万円に消費税を加えた額の手数料が別途必要となります。
4. 新たな試験の実施を要さない性能評価の場合の手数料は、※1は27万円、※2は72万円、※3は36万円となります。
(※のないものは対象外)
5. 既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更の性能評価手数料は、表の性能・評価区分に応じた性能評価手数料の10分の1の額となります。
6. 法第20条第一号、令第108条の3第1項第二号、令第108条の3第4項、及び規則第1条の3第1項本文の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定します。
7. 法第2条第九号(不燃材料)、令第1条第五号(準不燃材料)、令第1条第六号(難燃材料)で、ガス有害性試験不要材料は、括弧内手数料となります。
8. ※4: 加熱時間(分)毎に2,100円加算 ※5: 加熱時間(分)毎に2,000円加算